

## 1 1. いじめ防止対策基本方針

### 自分も人も大切に作る生徒の育成のための基本方針 (藤沢市立明治中学校いじめ防止対策基本方針)

#### 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、全職員がいじめは絶対にあってはならないものとして深く認識し、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティーづくりに努めます。

#### (いじめの禁止)

明治中学校の生徒として、いじめを行わないのはもちろんのこと、いじめにつながるような行為(いじり、からかいなど)も行ってはなりません。

#### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、迅速かつ適切にこれに対処し、再発防止に努めます。

#### (家庭との連携)

生徒一人ひとりの発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、「命を大切に作る心」や「相手を思いやる気持ち」を育むためには、本校の教育活動だけでは十分とは言えず、家庭での取組も重要になります。よって学校は家庭と連携しながら、いじめの未然防止に取り組んでいきたいと考えます。また、いじめ事案の対応にあたっては、いじめに関係した生徒及び保護者を支援し、家庭と連携をして、問題をよりよく解決できるよう努力していきます。

#### (地域との連携)

いじめを未然に防止していくうえでは、日頃から、生徒が様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外での人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも重要だと考えます。そのため、本校はPTAやおやじの会、また地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す体制を構築していきます。

#### (生徒会活動)

いじめは生徒の中で起こっています。本校教職員は生徒が自ら行ういじめ防止運動を支援し、生徒とともにいじめの防止等に取り組めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する生徒会活動に対する支援を行います。
- 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。
- すべての生徒が安心して活動ができる学校にするため、学校、授業のユニバーサルデザイン化に努めます。

### (2) いじめの早期発見のための取組

- 早期発見のため、在籍する生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施します。
  - ① 生活アンケート 毎月末生徒会本部が実施し、学級担任が確認
  - ② 生徒対象いじめアンケート調査 年3回
  - ③ 二者教育相談 学級担任が実施 年2回
- 生徒及び保護者がいじめ等に係る相談を行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
  - ① 学級担任やその他の職員との面談
  - ② スクールカウンセラーとの面談
- 相談・通報のあった事案は、「明治中学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有し、対応します。
- いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

### (3) いじめの早期解決のための取組

- いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、事実確認をするとともに迅速に対応します。
- いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無及び詳細の確認をします。
- いじめの事実が確認され、その詳細が明らかになった場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、適切な対応を行います。
- いじめを見ていた生徒等にも自分の問題としてとらえさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- 保護者といじめの事案に係わる情報の共有を行います。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会並に警察等と連携

して対処します。

#### (4) 道徳教育・人権教育の充実

生徒間で起こる些細な問題がいじめにつながらないよう、命を大切にする心や相手を思いやる気持ち、善悪の判断といった規範意識や道徳性を身に付けさせるため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実を図ります。地域や学校での、様々な場面を通じて実践している命を大切にする。心を育むふれあう教育活動の展開を図るための取組を進めます。

#### (5) 情報モラル教育の推進

通信機器の普及に伴い、中学生がインターネットやソーシャルネットワーキングサービス(SNS)を介した情報に触れる機会が増している中、生徒が高度情報化社会の一員として適切な行動がとれるように、情報モラル教育を推進していきます。発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネット等を通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル講習会等必要な啓発活動を行います。

### 3 「明治中学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「明治中学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

#### (1) 「明治中学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、教務主任、生徒指導・支援部所属職員、学年主任、担任  
教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

※ 検討事項や事案内容に応じて、柔軟に対応します。

#### (2) 活動内容

- いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- いじめに関する相談・通報への対応
- いじめの判断と情報収集
- いじめ事案への対応検討・決定
- いじめ事案の報告

#### (3) 会議の開催

週に1回行われる、生徒指導担当者会と併せて開催します。ただし、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、緊急開催します。

### 4 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、教育委員会を通じて市長に報告し、教育委員会と協議のうえ、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

#### (1) 「いじめ調査委員会」の構成

○校長、教頭、教務主任、生徒指導・支援部所属職員、学年主任、その他必要と認める者

※ 事案内容により構成員については教育委員会と検討します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

#### (2) 活動内容

○発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

○調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明

○教育委員会への調査結果報告

## 5 その他

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価項目においても、自校の取組を評価します。